

平成30年度 納税表彰式



第200号
平成30年12月発行

発行所
益社団法人伏見納税協会・伏見納税貯蓄
伏見納貯組合連合会
京都市伏見区深草墨染町44-14
電話075(641)0998番

編集発行人
専務理事 高島康朗

平成三十年度納税表彰式(伏見税務署・公益社団法人伏見納税協会・伏見納税貯蓄組合連合会 共催)が十一月十二日(月)京都タワーホテルにおいて京都府京都南府税事務所長、京都市伏見区長、近畿税理士会伏見支部長をはじめ多数のご来賓を迎え挙行されました。

表彰状は、多年にわたり適正な申告と期限内納付に努められるとともに、税知識の普及と納税道義の高揚に努められ、税務行政の円滑な推進、電子申告・納税システムの利用拡大、並びに租税教育の推進に多大な功績のあった方々に授与されました。また、式典において「税に関する作文」の優秀作品の朗読があり、母が受けた高等職業訓練促進給付金を通して、税が自分たちに大きくかかわっていたという感動を表現した内容に全員が感銘を受けました。

受彰等のご荣誉に対しお祝い申し上げます。

(受彰者名は次頁のとおり)



平成30年度 納税表彰式

行事予定

12月3日 租税教室 伏見中学校3年生
5日 個人部会 ブロック長会議
17・18日 年末調整相談会
18日 「税についての作文」表彰式

12月19日 青年部役員会・研修会・拡大自由の会
1月9日 納貯研修会
15日 個人部会分科会長会議
16日 青年部役員会・自由の会
25日 法人部会研修会・意見交換会

2月4~8、12日 個人部会決算・申告指導
7日 優法会研修会
3月26日 理事会
4月●日 理事会
5月23日 定時総会

栄えある表彰を受けられた方々

(敬称略)

伏見税務署長納税表彰受彰者

大 藪 純 一

(公益社団法人 伏見納税協会 副会長)

平 岡 佳 道

(公益社団法人 伏見納税協会 理事)

(伏見納税貯蓄組合連合会 理事)

吉 田 隆

(公益社団法人 伏見納税協会 副会長)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行六五周年記念伏見税務署長感謝状受贈者

宮 田 勲

(伏見小売酒販組合 理事長)

森 岡 政 男

(伏見小売酒販組合 副理事長)

公益社団法人伏見納税協会会長表彰受彰者

株式会社徳風會・祭祀研究所

(公益社団法人 伏見納税協会 代議員)

株式会社 山仲工業所

(公益社団法人 伏見納税協会 常任理事)

AIG損害保険株式会社

京都営業支店

(公益社団法人 伏見納税協会 代議員)

伏見納税貯蓄組合連合会会長表彰受彰者

望 月 敏 男

(伏見納税貯蓄組合連合会 理事)

【伝達】

近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状受贈者

西 村 すが子

(伏見納税貯蓄組合連合会 理事)

(伏見納税貯蓄組合連合会 女性部部长)

【披露】

大阪国税局長納税表彰受彰者

大 倉 治 彦

(公益社団法人 伏見納税協会 副会長)

北 川 博 士

(京都市立京都すばる高等学校商業科教諭 進路指導部長)



国税の「ダイレクト納付」の利用を！



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル櫻頭屋町595-3
(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

AIG AIG損害保険株式会社
京都支店/
京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480
(富士火災京都ビル)
TEL 075-371-2111

中学生の「税についての作文」表彰

【敬称略・順不同】

中学生の「税についての作文」に応募されました一四七六作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

京都市長賞

大野 藍 (大淀中学校)

京都市総連合会長賞

岸野 仁登 (京都教育大学附属桃山中学校)
三浦 桜 (京都教育大学附属桃山中学校)
杉本 麻衣子 (桃山中学校)

伏見税務署長賞

矢野 花步 (京都教育大学附属桃山中学校)
畑 美也子 (藤森中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会会長賞

田村 美鈴 (藤森中学校)
西本 麗央 (醍醐中学校)

公益社団法人伏見納税協会会長賞

井上 ころ (伏見中学校)
姉崎 愛夢 (藤森中学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

野上 彩香 (深草中学校)
木村 綾奈 (醍醐中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

大津 双葉 (京都聖母学院中学校)
山下 みるみ (伏見中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会奨励賞

大嶋 蘭加 (神川中学校)

「税に関する高校生の作文」表彰

【敬称略・順不同】

「税に関する高校生の作文」に応募されました五七九作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

大阪国税局長賞

中村 文乃 (京都教育大学附属高等学校)

京都府租税教育推進連絡協議会賞

秋山 彩葉 (京都教育大学附属高等学校)

伏見税務署長賞

小寺 那奈 (京都すばる高等学校)

島田 莉沙 (京都教育大学附属高等学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

竹本 春妃 (京都教育大学附属高等学校)

我妻 美空 (京都橘中学校)

秋田 悠里 (向島東中学校)

岩佐 勇斗 (洛水中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

小田 優月 (京都橘高等学校)

木村 真奈実 (京都聖母学院高等学校)
溝添 楓香 (京都すばる高等学校)

伏見区租税教育推進協議会奨励賞

木村 なつみ (京都聖母学院高等学校)

田中 佑佳 (京都教育大学附属高等学校)
増井 翔伍 (京都橘高等学校)



伏見税務署からのお知らせ

申告相談会場は
2月18日(月) からです
相談受付は16時までです

(会場の混雑状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります)

開設直後は大変混雑します(月曜日と水曜日が特に混雑します)

2月15日(金)以前でも申告書等を提出できます

国税庁ホームページを利用して作成の上、

郵送又はe-Taxで提出してください

駐車場は通常期の半分程度となりますので**公共交通機関をご利用ください**



○ サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場のお知らせ

開設期間及び相談受付時間	開設場所
2月5日(火)～2月8日(金) 相談受付時間：9時～15時	京都市醍醐交流会館ホール (パセオ・ダイゴロー西館2階) (京都市伏見区醍醐高畑町30-1)

※ 開設初日は混雑が予想されます。また、相談受付の締切時間は**15時**ですが、混雑の状況により早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

※ 土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の申告については、税務署にご相談ください。

※ 会場には駐車場(有料)がありますが、料金は各自負担となりますのであらかじめご了承ください。

※ パソコンを利用して申告書を作成しますので、前年分の申告書の控や利用者識別番号の通知をお持ちの方はご持参ください。

○ 税理士による無料相談会場のお知らせ

開設期間及び相談受付時間	開設場所
2月12日(火)～2月15日(金) 相談受付時間：9時30分～15時	京都府中小企業会館 (京都市右京区西院東中水町17番地) ※阪急西院駅から西大路通を南へ徒歩15分、JR丹波口駅から徒歩13分

●混雑の状況により早めに受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

●不動産及び株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の申告は行っていません。

京料理

清 和 荘

SEI

WA

SOH

Tel (075) 641-6238(代)

税務に関するご相談は納税協会へ

医療費控除は 明細書の作成により 領収書の提出が不要となります



改正の
ポイント

平成 29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で **5年間保存** する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp



相続税、贈与税及び譲渡所得に

関する相談で、関係書類や事実関係を確認しながら面接相談
が必要な場合には、**毎週木曜日** (祝日及び年末年始を除く) に
完全予約制で行っております。

お手数ですが**事前**にお電話又は窓口にて**ご予約**をお願いします。

- ※ 当日予約は、お受けしていません。
- ※ 確定申告時期 (2/18~3/15) の申告会場では、
相続税の相談は、お受けしていません。

伏見税務署 (資産)
075-641-5111

京都産米「祝」100%使用

古都千年



京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町105番地
電話 611-2124 代表

清酒 英勳 醸造元

齊藤酒造株式会社

伏見税務署からのお知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には、税務署へ提出する都度、
マイナンバーの記載が必要です！



申告手続などには

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示
又は写しの添付

が必要です！

本人確認書類

● マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- ・マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ・ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

● マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

国税の

インターネットを利用した

クレジットカード納付が便利です!!

パソコン・スマートフォン・タブレット端末から「**国税クレジットカードお支払サイト**」へアクセスし、納付
手続が行えます。*納付税額に応じた決済手数料がかかります(最初の1万円までは76円(税別)、以後1万円を超えるごとに
76円(税別)が加算されます)。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁

検索



←上記サイトのコードはこちら

献上銘菓

えがお

御菓子司 富英堂



本店 京・伏見中油掛

TEL 601-1350
601-1366

桃山店 京阪桃山駅東角

TEL 611-0948

確
かな
納
税

確
かな
未
来

『税を考える週間』記念イベント

京都機械工具(株) 見学 研修 ～ 軽くて 強くて 使いよい～

KTC ものづくり技術館



京都機械工具社の御協力を得て、11月26日に当協会会員限定の会社（工場）見学を実施しました。参加者36名は宇城社長から会社概要の説明を受けた後、2班に分かれて見学しました。特に、鍛造の迫力、振動軽減策、安全に対する改善等、驚きと納得を体験。また、工具のデジタル化、技能の情報化に工具へのイメージを一新しました。

最後に会員から出された質疑の中で、タイヤのボルト締加減に「締めすぎはよくない。締めすぎはボルトの金属が変質し、タイヤがはずれる原因になる。」との説明に、きつく締めれば締めるほどいいとの固定概念が覆され、会員から驚嘆の声があがっていました。

税務に関するご相談は納税協会へ

新規入会者のご紹介（敬称略）

平成三十年七月以降分

法人会員

アフラック生命保険株式会社 生命保険業

13WORKS株式会社 内装仕上工事業

株式会社竹原工務店 建築業

株式会社CONTLEX 建設業

株式会社忠英建設 建設業

合同会社ハブクリエイト 情報通信業

キタオ重量株式会社 建設業

株式会社ニユークリアス 文化教室

株式会社協栄土工機 建設業

株式会社アルベック 製造業

株式会社昌WORKS 建設業

有限会社タマリス 広島 建設業

有限会社リカー&フーズ丹波橋 頭髪化粧品卸売業

株式会社ワイエスヨシダ建設グループ 酒・たばこ等 建設業

芽生コンストラクション株式会社 建設業

株式会社泰実 建設業

個人会員

今村旭世 建設業

中村末子 鮮魚惣菜販売

森岡政男 酒類小売販売

市原剛 電気工事

藤井祐次 電気工事

小田切洋浩 飯金塗装業

小野達也 解体業

門田扶三代 生命保険代理店

垣中まゆみ 税理士

和食も中華も 料理の基本は さしすせ そうみ



創味食品 京都市伏見区横大路芝生24-3
TEL 075-612-3333 http://www.somy.jp/

京都府・京都市からのお知らせ

事業主のみなさまへ 個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成30年度から、原則として、全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

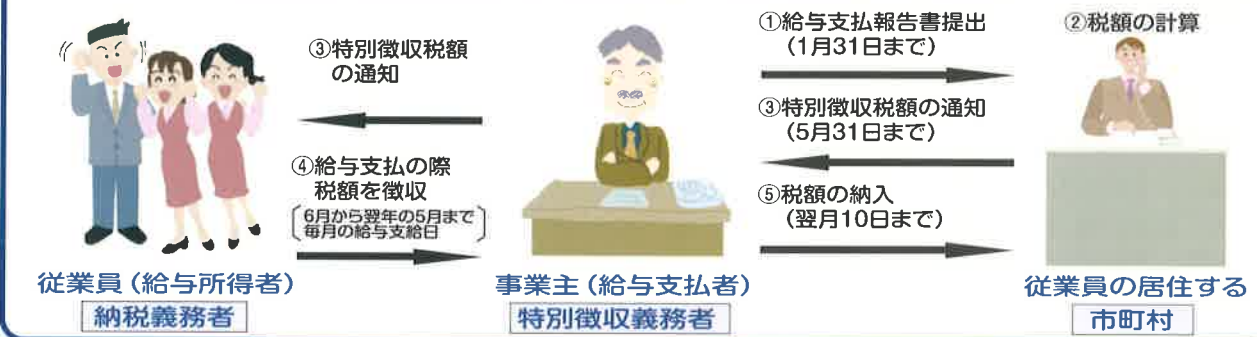
■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

■特別徴収のメリット

- これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、
- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
 - ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先 京都府 税務課 課税・電算担当 075-414-4433
京都市 市税事務所 法人税務担当 075-213-5246

平成31年度 償却資産(固定資産税)の申告について

固定資産税は土地、家屋、償却資産に課税されます。平成31年1月1日現在に所有している事業用の資産（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く減価償却の対象となる資産）について、申告してください。

なお、複数区に資産が所在する場合は、区ごとに申告書を作成してください。

◆提出期限

平成31年1月31日(木)

12月下旬までに申告書がお手元に届かない場合は、御連絡ください。

◆提出及び問合せ先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当 (TEL 075-213-5214)

※ 京都市では、区役所・支所の窓口では償却資産の申告書を受け付けておりません。

◆償却資産の種類と具体例について

- ① 構築物（庭園、門、塀、舗装路面、立体駐車場など）
- ② 機械・装置（加工機械、製造機械、建設工業機械、機械式駐車設備など）
- ③ 車両・運搬具（ロードローラー、ブルドーザ、フォークリフトなど）
- ④ 工具・器具備品（事務机、応接セット、音響機器、OA機器、看板、金庫など）

◆テナントが取り付けた家屋の附帯設備について

テナント（家屋の所有者以外の方）が、事業の用に供するため、平成16年4月1日以降に取り付けた家屋の内装や建築設備などの附帯設備については、テナントから償却資産として御申告いただく必要があります。

◆中小企業等の損金算入特例について

租税特別措置法の規定により取得価額10万円以上30万円未満の少額資産を一時に損金算入した場合についても、償却資産（固定資産税）の課税対象となります。法定耐用年数を記入のうえ、御申告ください。

※ 京都市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、帳簿確認調査を実施しています。調査のため、所得税・法人税申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。